

議案第70号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1農政部の表6の項の(1)中「獣医師」の次に「又は知事が登録する飼養衛生管理者」を加える。

別表第1警察本部の表7の項の(5)中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同項の(5)のソ中「第108条の2第1項第15号」の次に「又は第16号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

道路交通法の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。